奈良県国民健康保険団体連合会 健康機器貸出要領

制定 平成28年 4月 1日 改正 令和 2年 4月 1日 令和 3年11月15日 令和 4年11月 4日 令和 5年12月19日

(目的)

1 奈良県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が保険者、奈良県及び連合会が認めた団体(以下、「保険者等」という。)に対する健康機器の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出健康機器)

- 2 貸出健康機器は、下記のとおりとする。
- (1)運動能力分析装置「zaRitz」
- (2) 超音波骨量測定器 (手首測定タイプ)「骨ウェーブ」
- (3) 体組成計
- (4) 加速度脈波測定器「メタボリ先生」
- (5) 足指力計測器「チェッカーくん」

(貸出手続)

- 3 健康機器を貸出しするために次の手続きを行うものとする。
- (1)保険者等は、健康機器の貸出しを受けようとする場合は、健康機器借受申込書(別 紙1)を連合会に提出する。
- (2) 連合会は、健康機器借受申込書を審査し、その結果を申込者に通知する。
- (3)保険者等は、健康機器借受申込書を提出した後に借り受けを取り消しする場合は、健康機器借受取消依頼書(別紙2)を連合会に提出する。
- (4) 健康機器の授受については、貸出決定の通知を受けた者(以下、「借受者」という。) が連合会に来会し、直接行うこととする。ただし、運搬及び搬入搬出経費については、 借受者の負担とする。

(貸出期間)

4 原則として7日以内とする。ただし、事前に連合会の承認を得た場合はこの限りでは ない。

(貸出料)

5 連合会は、健康機器の維持・管理の費用に充てるため、借受者から別表のとおり貸出 料を徴収する。

(貸出料の請求)

6 貸出料の請求は、4月~9月末までの貸出期間(上期)と10月~3月末までの貸出 期間(下期)の2回に分けて行うものとする。

(損害弁償)

7 借受者は、貸出健康機器を紛失又は破損したときは損害を弁償するものとする。

(その他)

8 疑義が生じたときは、連合会と借受者は協議のうえ定めるものとする。

別表「貸出1回にかかる貸出料」

健康機器名	貸出料(消費税別)
(1)運動能力分析装置「zaRitz」	10,000円
(2) 超音波骨量測定器手首測定タイプ「骨ウェーブ」	10,000円
(3) 体組成計	10,000円
(4)加速度脈波測定器「メタボリ先生」	10,000円
(5)足指力計測器「チェッカーくん」	1,000円

注1:貸出料には消耗品費を含む。

注2:貸出料の請求は貸出時における消費税率を適用した金額で行う。

注3:1回とは貸出期間が7日以内のことをいう。

貸出期間が7日を超える場合は、再計上を行う。

例)貸出期間10日間で貸出健康機器(1)と(2)を貸出しする場合 貸出期間2回×貸出健康機器2台=40,000円+消費税

附則

- この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。